

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和5年1月20日	136,851円	足立区西保木間在住者	令和4年12月2日、相手方が区道を自動車で走行中、区道のブロックが路面から剥離し、隆起していたため、当該自動車に接触し、相手方が所有する自動車を損傷する被害を与えた。